様式第1(水道法施行規則第18条関係)

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

七尾市長 殿 令和 年 月 日

申 請 者 氏名又は名称 株式会社 〇〇設備工業

住 所 七尾市〇〇町〇〇番地

代表者氏名 代表取締役 OO OO

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同 法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名		
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名	
代表取締役 〇〇 〇〇		
取締役 〇〇 〇〇		
監査役 〇〇 〇〇		
※登記事項証明書に記載された全役員名を 記入してください。		
東 米 の <i>茨</i> 四	業 ・舗装工事業 ・産業廃棄物処理業等 的の部分をすべて記入してください。	
次にがに出戦で1070日	は A A A C III A C II C C A L C C A P C C A L	
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり	

様式第1(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 〇〇設備工業
上 記 事 業 所 の 所 在 地	七尾市〇〇町〇〇番地
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
00 00	第 0000 号
00 00	第 0000 号
	給水装置工事主任技術者免状または 給水装置工事主任技術者証の提出

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表(水道法施行規則第18条関係)

# 機械器具調書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管切断用器具	高速切断機(カッター) グラインダー	ブレート*径 300 mm ブレート*径 100 mm	O台 O台	エンジン式電動式
	パイプソー パイプカッター	50 mm以下	O台 O基	電動式 ハンド式
管加工用器具	ねじ切り加工機 ねじ切り加工機 面取器 トーチランプ 穿孔機(電動式) 穿孔機(手動式) コア挿入器含む	50A以下 1/2B~2 30 mm以下 ボンベ式 Ф13~Ф50 mm Ф13~Ф50 mm	〇基 〇基 〇基 〇台 〇台	手切 電動式
管接合用機器	パイプレンチ ラチェット式レンチ インパクトレンチ スパナレンチ 給水栓用プライヤー		一式 一式 〇台 一式 〇台	電動式
水圧テストポンプ	テストポンプ(手動)	〇〇製	O台	
工事用機械 他	コンクリート取壊し機 コンクリート切断機 転圧機 ダンプトラック	コンクリートフ・レーカー コンクリートカッター ランマー・プレート 2 t・ 4 t	〇台 〇台 各〇台 各〇台	プレート* 径 200 mm
	バックホウ 配管車 	OOn級 軽ワンボックス	O台 O台	低騒音・排出が入対策型
	会社建物の写真(全景)及び機械器具の写真を提出			

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2(水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第 1項第3号イからホまでのいずれにも該当しないものであることを誓約 します。



申請者

氏名又は名称 株式会社 〇〇設備工業

 住
 所
 七尾市〇〇町〇〇番地

 代表者氏名
 代表取締役
 〇〇
 〇〇

七尾市長 殿

更新時に新規登録及び解任する技術者が いれば提出してください。

様式第3(水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任 · 解任届出書

七尾市長 殿

日付は必ず記入する。 年 月 日

届 出 者 氏名又は名称 株式会社 〇〇設備工業

住 所 七尾市〇〇町〇〇番地

令和

代表者氏名 代表取締役 OO OO

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任 選任 解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 〇〇設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
00 00	第 0000 号	令和〇年〇月〇日
00 00	第 0000 号	令和〇年〇月〇日

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 〇〇設備工業

郵便番号、住所 型地 七尾市〇〇町〇〇

番地

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 0000-00-000

### 提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定 給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。) (公表: 不可 )

休業日 : 日曜日、正月3が日 営業日 : 月~土 修繕対応時間:8時~17時

GW、お盆に連休

17時以降は要相

談

漏水等修繕対応の可否 (公表: 句) 不可 )

(該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能で

屋内給水装置の修繕 理設部の修繕 その他 **屋内給水装置修繕のみ夜間対応可** 

漏水時の修繕対応の可否や、その他欄 を利用して夜間・休日等の対応につい ての記入も可能。

対応工事種別 (新設・改造 等):該当部に○をつけて下さい。(公表: ▼ ) 不可 )

配水管からの分岐~水道メーター(新設)改造)

水道メーター ~宅内給水装置( 新設

改造

その他 (公表: 何) 不可 )

緊急連絡先 000-0000-0000 (代表者携帯)

その他の欄は、緊急時の連絡先など、 水道事業者の確認に利用。

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

### 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</u>

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日	
00 00	給水工事技術振興財団 ē ーラーニング	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
00 00	自社内研修 OOに関する業務研修	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	自社内研修の場合は申し出のみや受講の事実を証明する押印は		
現時点で想定される	外部機関(給水工事技術		
	研修は e ラーニング研修		
	ある。もし受講している		
	技術者証に修了年月日が		
明示されたものの写	しを添竹する。		
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)			
可不可			

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

## 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有す

#### る者の状況

工事を施工しない場合はチェック欄にレ点する。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまで の工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じ させることがないよう適切と作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当

過去1年以内で雇用関係又は<u>下請け等も含み</u>、給水装 □ 「配水管からの分岐~水道メーター」の <u>電工事に主に従事した者の氏名を記入する</u>。

該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※氏名については、公表対象外とする。 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください

	過去エーグロジエチ入順	14 04//	THAT EXTYNITE HIEROCKI	
技能を有する	配水管への分水栓の取	資格	等を有しているか (○×を記入)	工事
者の氏名	付・せん孔、給水管の接合、		保有している資格等※	年度
(公表対象外)	いずれの経験も有してい			
	るか(○×を記入)			
00 00		0	配管技能者講習会修了	R2
下請け業者名	0	0	   一級配管技能士	R2
00 00				"
00 00	0	×		R2
		1		
	1		保有している資格を記力	
資格がなくても	、経験があれば記入する	0	記の赤字表示の①~④	の資格が
			対象)資格証を添付する	)
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

可

7 不可

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。